

別表（第2条関係）

| | |
|-------------|---|
| 補助事業名 | 水素ステーション整備費補助事業 |
| 補助事業の目的 | <p>本県では、自動車からの排出ガスの低減による大気環境の改善及び地球温暖化対策に資するため、燃料電池自動車普及促進ビジョン（平成26年7月）を策定し、燃料電池自動車（FCV）の普及を促進している。</p> <p>今後のFCVの普及を見据え、国（経済産業省）の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下「国補助」という。）と協調し、整備費用の一部を補助することにより、水素の充填に必要な水素ステーションの整備を促進する。</p> |
| 補助事業の対象となる者 | <p>県内に定置式水素ステーションを設置する次に掲げる者 ただし、国補助の交付決定を受けた者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 民間会社(2) 個人事業主(3) 地方公共団体(4) その他知事が認める者 |
| 補助対象経費 | 国補助の補助対象経費及び「水素ステーション整備費補助金公募要領」で定める附帯工事等に要する経費 |
| 補助金の額 | <p>以下のとおり。ただし、本県予算の範囲内とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 大規模水素ステーション（水素供給能力：500N m³/h 以上） 下記①又は②のうち小さい金額。<ol style="list-style-type: none">① 補助対象経費から国補助金及び100,000千円を除いた額② 100,000千円(2) 中規模水素ステーション（水素供給能力：300N m³/h 以上、500N m³/h 未満） 下記①又は②のうち小さい金額<ol style="list-style-type: none">① 補助対象経費から国補助金及び80,000千円を除いた額② 50,000千円(3) 小規模水素ステーション（水素供給能力：50N m³/h 未満） 下記①又は②のうち小さい金額<ol style="list-style-type: none">① 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/6② 12,500千円 |

別に定める事項

| 関係条項 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 第3条 (交付申請) | <p>(添付書類)</p> <p>(1) 補助対象事業の概要〔予定〕(別紙様式1-1)、(別紙様式1-2)又は(別紙様式1-3)</p> <p>(2) 対象設備の仕様書</p> <p>(3) 対象設備の設計図面</p> <p>(4) 周辺地図</p> <p>(5) 国補助に係る補助金交付申請書【写し】</p> <p>(6) 上記(1)～(4)以外の国補助の交付申請に係る書類一式【写し】</p> <p>(7) 国補助に係る交付決定通知書【写し】</p> <p>(8) 補助事業対象経費積算書〔予定〕 (別紙様式2-1又は2-2及び別紙様式3-1又は3-2)</p> <p>(9) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)【写し】(法人の場合のみ)</p> <p>(10) 消費税及び地方消費税の取扱いについて(報告)(別紙様式4)</p> <p>(11) その他知事が必要と認める書類</p> |
| | (指定期日) 別に指定する日 |
| 第7条第1項 (交付決定額の変更) | (添付書類) 第3条の添付書類に準じる。 |
| | (指定期日) 変更することが決まった後すみやかに。 |
| 第11条 (実績報告) | <p>(添付書類)</p> <p>(1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式5-1)、(別紙様式5-2)又は(別紙様式5-3)</p> <p>(2) 当該設備の整備費に係る請求書、請求内訳書【写し】</p> <p>(3) 当該設備の整備費の支払いに係る領収書【写し】</p> <p>(4) 高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証等、当該設備の完成を証する書類【写し】</p> <p>(5) 対象設備の写真</p> <p>(6) 完成図書</p> <p>(7) 工程表</p> <p>(8) 国補助に係る実績報告書【写し】</p> <p>(9) 上記(1)～(7)以外の国補助の実績報告に係る書類一式【写し】</p> <p>(10) 国補助に係る金額確定通知書【写し】</p> <p>(11) 市町補助の交付決定通知書【写し】(該当の場合のみ)</p> <p>(12) 補助対象経費明細書〔確定〕 (別紙様式6-1又は6-2及び別紙様式7-1又は7-2)</p> <p>(13) 取得財産管理台帳・取得財産等明細書(別紙様式8)</p> <p>(14) その他知事が必要と認める書類</p> |
| | <p>(指定期日) 下記(1)又は(2)のうち早い日</p> <p>(1) 事業完了日又は国補助金に係る金額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内</p> <p>(2) 令和9年4月9日</p> |
| 第19条第1項 (財産処分の制限) | <p>(処分制限期間)</p> <p>国補助に係る補助金交付要綱及び交付規定等に定める期間</p> |